

公定歩合等の引下げに関する政策委員会議長談

(昭和50年10月23日)

最近の経済情勢をみると、需要の伸び悩みから景気の回復力は依然として弱い一方、物価の落ち着き傾向は漸次定着しつつある。

こうした状況にかんがみ、日本銀行はこの際公定歩合を1.0%引き下げることを適当と認め、10月24日から実施することとした(別紙1)。また金利調整審議会の議を経て、金融機関の預貯金等の金利の最高限度を11月4日より引き下げることを決定し(別紙2)、これに伴い同日以降ガイドラインとしての預貯金等の細目金利を変更することとした(別紙3)。

金融機関におかれては、今回の措置の趣旨に沿い、貸出金利の低下に一段と努められるよう要望する。

今回の公定歩合、預貯金金利の引下げは、景気の着実な回復を図ることにいっそう配慮したものであるが、一方物価の安定確保が重要な課題であることに変わりはなく、本行としては、今後とも政策運営にあたっては引き続き慎重な態度を維持していく方針である。

以上

(別紙1)

日本銀行基準割引歩合および貸付利子歩合の変更

(昭和50年10月24日実施)

- | | |
|---|-----------------|
| 1. 商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合 | 年6.5%(1.0%引下げ) |
| 2. その他のものを担保とする貸付利子歩合 | 年6.75%(1.0%引下げ) |

(別紙2)

臨時金利調整法に基づき定めている金融機関の預貯金等の金利の最高限度の変更

(昭和50年11月4日実施)

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 期間の定めがある預金 | 年7.0%(1.0%引下げ) |
| 2. 当座預金 | 無利息(変更なし) |

3. 納税準備預金	年 3.25% (0.5%引下げ)
4. その他の預金	年 2.75% (0.5%引下げ)

(別紙 3)

ガイドラインとしての預貯金等細目金利の変更

(昭和50年11月4日以降)

1. 金融機関の預貯金利率および定期積金利回

(1) 期間の定めがある預金

定期預金

期間3ヵ月のもの	年 4.5%以下(1.0%引下げ)
期間6ヵ月のもの	年 5.75%以下(1.0%引下げ)
期間1年のもの	年 6.75%以下(1.0%引下げ)
期間2年のもの	年 7.0%以下(1.0%引下げ)

据置貯金

定期預金の利率に準ずる

定期積金

年 4.3%以下(0.5%引下げ)

(2) 当座預金

無利息(変更なし)

(3) 納税準備預金

年 3.25%以下(0.5%引下げ)

(4) その他の預金

普通預金および普通貯金

年 2.5%以下(0.5%引下げ)

通知預金

年 2.75%以下(0.5%引下げ)

別段預金およびその他の雑預金

年 2.5%以下(0.5%引下げ)

2. 金融機関相互間の定期預金利率

(1) 期間3ヵ月以上6ヵ月未満のもの

年 5.0%以下(1.0%引下げ)

(2) 期間6ヵ月以上のもの

年 6.0%以下(1.0%引下げ)